

改 正 案	現 行																																																																																																
別紙様式第2号（第25条第1項関係） 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 (日本工業規格A4) (略) (単位：百万円)	別紙様式第2号（第25条第1項関係） 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 (日本工業規格A4) (略) (単位：百万円)																																																																																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資 産 の 部)</td> <td></td> <td>(負 債 の 部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 資 産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>先 物 取 引 差 金 勘 定</td> <td></td> <td>売 付 債 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 管 有 価 証 券 等</td> <td></td> <td>売 付 商 品 債 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 融 派 生 商 品</td> <td></td> <td>先 物 取 引 受 入 証 拠 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リ ー ス 投 資 資 産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 資 産</td> <td></td> <td>先 物 取 引 差 金 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(略)		(略)		そ の 他 の 資 産				(略)				先 物 取 引 差 金 勘 定		売 付 債 券		保 管 有 価 証 券 等		売 付 商 品 債 券		金 融 派 生 商 品		先 物 取 引 受 入 証 拠 金		リ ー ス 投 資 資 産				そ の 他 の 資 産		先 物 取 引 差 金 勘 定		(略)		(略)		(略)		(略)		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:25%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資 産 の 部)</td> <td></td> <td>(負 債 の 部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 資 産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>先 物 取 引 差 金 勘 定</td> <td></td> <td>売 付 債 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 管 有 価 証 券 等</td> <td></td> <td>売 付 商 品 債 券</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 融 派 生 商 品</td> <td></td> <td>先 物 取 引 受 入 証 拠 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 資 産</td> <td></td> <td>先 物 取 引 差 金 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(略)		(略)		そ の 他 の 資 産				(略)				先 物 取 引 差 金 勘 定		売 付 債 券		保 管 有 価 証 券 等		売 付 商 品 債 券		金 融 派 生 商 品		先 物 取 引 受 入 証 拠 金						そ の 他 の 資 産		先 物 取 引 差 金 勘 定		(略)		(略)		(略)		(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																														
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)																																																																																															
(略)		(略)																																																																																															
そ の 他 の 資 産																																																																																																	
(略)																																																																																																	
先 物 取 引 差 金 勘 定		売 付 債 券																																																																																															
保 管 有 価 証 券 等		売 付 商 品 債 券																																																																																															
金 融 派 生 商 品		先 物 取 引 受 入 証 拠 金																																																																																															
リ ー ス 投 資 資 産																																																																																																	
そ の 他 の 資 産		先 物 取 引 差 金 勘 定																																																																																															
(略)		(略)																																																																																															
(略)		(略)																																																																																															
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																														
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)																																																																																															
(略)		(略)																																																																																															
そ の 他 の 資 産																																																																																																	
(略)																																																																																																	
先 物 取 引 差 金 勘 定		売 付 債 券																																																																																															
保 管 有 価 証 券 等		売 付 商 品 債 券																																																																																															
金 融 派 生 商 品		先 物 取 引 受 入 証 拠 金																																																																																															
そ の 他 の 資 産		先 物 取 引 差 金 勘 定																																																																																															
(略)		(略)																																																																																															
(略)		(略)																																																																																															
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（第28条第2項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下この様式において同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>(13) 子会社等（農林中央金庫法第56条第2号に規定する子会社等をいう。以下この様式において同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務の当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(14)～(24) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 当該事業年度において、合併対象財産（第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下この様式において同じ。）の全部に、合併（第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下この様式において同じ。）により消滅する信用農水産業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下この様式において同じ。）における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提（第28条第2項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>(13) 子会社等（農林中央金庫法第56条第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務の当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(14)～(24) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 当該事業年度において、合併対象財産（第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。）の全部に、合併（第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下同じ。）により消滅する信用農水産業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。）における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>7～9 (略)</p>																																																																																																

改正案

別紙様式第6号（第25条第1項関係）

（日本工業規格A4）

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

（略）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
（ 略 ）		（ 略 ）	
そ の 他 資 産		そ の 他 負 債	
（ 略 ）		（ 略 ）	
先 物 取 引 差 金 勘 定		前 受 取 益	
保 管 有 価 証 券 等		従 業 員 預 り 金	
金 融 派 生 商 品		給 付 補 填 備 金	
リ ー ス 投 資 資 産			
そ の 他 の 資 産		借 入 有 価 証 券	
（ 略 ）		（ 略 ）	
（ 略 ）		（ 略 ）	

（記載上の注意）
（略）

現 行

別紙様式第6号（第25条第1項関係）

（日本工業規格A4）

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

（略）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
（ 略 ）		（ 略 ）	
そ の 他 資 産		そ の 他 負 債	
（ 略 ）		（ 略 ）	
先 物 取 引 差 金 勘 定		前 受 取 益	
保 管 有 価 証 券 等		従 業 員 預 り 金	
金 融 派 生 商 品		給 付 補 て ん 備 金	
そ の 他 の 資 産		借 入 有 価 証 券	
（ 略 ）		（ 略 ）	
（ 略 ）		（ 略 ）	

（記載上の注意）
（略）

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第10号（第111条第2項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p>（略）</p> <p>第2 連結財務諸表 1 （略） 2 年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 （1）継続企業の前提（第28条第2項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下この様式において同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項 ①～④ （略） （2）～（22） （略） 2～4 （略） 5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」にあっては、その金額が資産総額の100分の1）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 6 （略） 7 当該事業年度において、合併対象財産（第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下この様式において同じ。）の全部に、合併（第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下この様式において同じ。）により消滅する信用農水産業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下この様式において同じ。）における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。 （1）～（4） （略） 8・9 （略）</p> <p>3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 連結損益計算書及び連結包括利益計算書</p> <p>（1） 連結損益計算書 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1～4 （略） 5 当該事業年度において、合併対象財産の全部に、合併により消滅する信用農水産業協同組合連合会における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。 （1）・（2） （略） 6～8 （略） （2） （略） （3） 連結損益及び包括利益計算書 （略）</p>	<p>別紙様式第10号（第111条第2項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p>（略）</p> <p>第2 連結財務諸表 1 （略） 2 年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 （1）継続企業の前提（第28条第2項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項 ①～④ （略） （2）～（22） （略） 2～4 （略） 5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」にあっては、その金額が資産総額の100分の1）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。 6 （略） 7 当該事業年度において、合併対象財産（第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。）の全部に、合併（第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下同じ。）により消滅する信用農水産業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。）における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。 （1）～（4） （略） 8・9 （略）</p> <p>3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 連結損益計算書及び連結包括利益計算書</p> <p>（1） 連結損益計算書 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1～4 （略） 5 当該事業年度において、合併対象財産（第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。）の全部に、合併（第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下同じ。）により消滅する信用農水産業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。）における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。 （1）・（2） （略） 6～8 （略） （2） （略） （3） 連結損益及び包括利益計算書 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 当該事業年度において、合併対象財産の全部に、合併により消滅する信用農水産業協同組合連合会における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7～11 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 当該事業年度において、合併対象財産(第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。)の全部に、合併(第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下同じ。)により消滅する信用農水産業協同組合連合会(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。)における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7～11 (略)</p> <p>(以下略)</p>